

資料

平成 28 年 10 月

国税庁酒税課

目次

改正までの経緯	1
酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の 一部を改正する法律の概要	2
酒類の「公正な取引の基準」の検討のポイント	3
酒類の取引状況等実態調査の実施状況について	4
現行の「指針」における合理的な価格の設定	5
「基準」と現行の「指針」の内容と運用について	6
酒類販売管理研修の義務化について	7
今後のスケジュール（イメージ）	8

これまでの経緯(酒税法等^(注)の一部改正)

- 平成15年 9月1日 酒類小売業免許に係る規制の緩和(人口基準の廃止)
※酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法(議員立法)が成立(平成15年7月7日施行、18年8月31日失効)。
- 18年 8月31日 国税庁が「酒類に関する公正な取引のための指針」を公表
- 25年11月22日 自民党 「街の酒屋さんを守る国会議員の会」で決議
- 26年 6月19日 自民党 「街の酒屋さんを守る国会議員の会」で法案(議員立法)の原案を了承
- 27年 4月 14日 自民党 財務金融部会・酒類に関する小委員会合同会議で了承
- 4月 17日 公明党 財政・金融部会で了承
- 4月 28日 与党政策責任者会議で了承
- 28年 5月 12日 衆議院にて可決(全会一致)
※5月10日、衆議院財務金融委員長が提案。
- 5月 27日 参議院にて可決(反対1議員)、成立 (6月3日公布)
※本一部改正法は、公布の日から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日から施行。

(注) 「酒税法」及び「酒類の保全及び酒類業組合等に関する法律(以下「組合法」という。)」

酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 の一部を改正する法律の概要（議員立法）

「過度な価格競争の防止等を目的」とした酒税法等の一部改正法が平成28年5月27日に成立し、同年6月3日に公布。改正法の施行日は、公布後1年以内とされている。概要は下記のとおり。

1. 酒類の公正な取引の基準の制定

- ① 財務大臣は、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図るため、「公正な取引の基準」を定め、告示
- ② 基準の策定にあたっては、酒類業者の経営努力による事業活動を阻害して消費者の利益を損なうことのないよう留意
- ③ 基準を遵守しない酒類業者に対し、「指示」、「公表」、「命令」及び「罰則」（さらに酒税法に基づき「免許の取消し」）
- ④ 質問検査権の拡充（取引先等を対象に追加）
- ⑤ 財務大臣と公正取引委員会との間の相互報告制度の創設による連携強化

2. 酒類販売管理研修の義務化

- ① 酒類小売業者に対し、その選任する酒類販売管理者に関して、以下の事項を義務化
 - ・ 酒類販売管理研修の受講者から酒類販売管理者を選任
 - ・ 一定期間（3年）ごとの酒類販売管理研修の受講
- ② 酒類販売管理研修の再受講義務違反に対する勧告、命令及び罰則
- ③ 酒類販売管理者の氏名、研修の受講事績等を記載した標識の販売場ごとの掲示の義務化

酒類の「公正な取引の基準」の検討のポイント

これまでの国税庁の「酒類に関する公正な取引のための指針」(通達)の考え方をベースに、

- 「過度な価格競争の防止」という法改正の背景を考慮するとともに、酒類業者の「適切な経営努力による事業活動を阻害して消費者の利益を損なうことのないように留意」(組合法第86条の3②)したものとする
- 酒類の公正な取引に係る現状を踏まえたものとする
- 酒類業者が基準を遵守できるよう、取引の実務を考慮したものとする

「公正な取引の基準」の方向性

- ・ 問題取引の多くは「価格の設定」に関するもの
(「取引状況等実態調査」の実施状況参照)
- ・ 酒類を「総販売原価」を下回る価格で販売することは、当該酒類の販売に要するコストすら回収できないことになり、酒類の取引の安定の観点からも合理的ではない
- ・ その上で、酒類業者の経営努力及び消費者の利益にも留意しつつ、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図ることができなくなるような取引については是正する必要

⇒ 「総販売原価」を下回る価格での販売で、酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれのある取引を基準の対象とする。

- ・ 酒類業者が、販売価格の設定を適切に行うためには、売上原価等の算定を適切に行う必要。
- ・ その際、酒類業者間の酒類の販売取引において一般的である「リベート」については、その供与の基準が明確で相手方に事前に示されている必要。

⇒ 酒類の売上原価の額は銘柄・品目ごとに算定し、算定に当たっては、リベートの取扱い、共通経費の配賦等を適切に行う必要があることを明記する。

酒類の取引状況等実態調査の実施状況について

- 平成26事務年度の実施場数等

	一般調査	フォローアップ調査	合計	(公取報告件数)
調査場数	1,458場	95場	1,553場	16件

- 一般調査の実施状況

調査場数	「指針のルール1～4」に則していない取引が認められた場数 (注1) (注2)	「ルール1」合理的な価格の設定をしていないと認められたもの (注3)	「ルール2」取引先等の公正な取扱いが行われていないと認められたもの	「ルール3」公正な取引条件の設定がなされていないと認められたもの	「ルール4」リベート類の提供が透明かつ合理的でないとして認められたもの
1,458場	1,441場	1,401場	141場	8場	140場

(注1) 調査した取引の中に、1取引でも総販売原価を下回る価格での販売等が認められた場合について1場と数えている。

(注2) 複数の「指針のルール」に則していない取引が認められた場合には、それぞれの項目に1場として数えているため、「『指針のルール1～4』に則していない取引が認められた場数」と各項目の合計は一致しない。

(注3) 総販売原価を下回る価格での販売が認められた場数。総販売原価とは、仕入価格(製造原価)に販売費・一般管理費等を加えたものをいう。

現行の「指針」における合理的な価格の設定

「酒類に関する公正な取引のための指針」(通達)
(酒税保全の観点から酒類取引の在り方を提示)

総 販 売 原 価		
仕 入 原 価 (製 造 原 価)	販 売 費	一 般 管 理 費
総販売原価を下回る価格での販売の場合に、改善指導（行政指導のみ）		

【平成18年指針】
(国税庁通達)

「基準」と現行の「指針」の内容と運用について

現行の「指針」

- ・ 酒類業者が自主的に尊重すべき酒類に関する公正な取引の在り方

公正な取引の基準

- ・ 酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図るために酒類業者が遵守すべき必要な基準

※策定に当たっては、酒類業者の適切な経営努力による事業活動を阻害して消費者の利益を損なうことのないように留意する必要【組合法第86条の3②】

指針に即していない取引があった場合

改善指導
(行政指導)

基準を遵守しない場合

(指示に従わない場合)
【組合法第86条の3⑤】

(酒税の円滑かつ適正な転嫁が阻害される/
おそれがある場合)
【組合法第86条の4】

(命令に違反した場合)
【組合法第98条一、酒税法第14条四等】

①指示

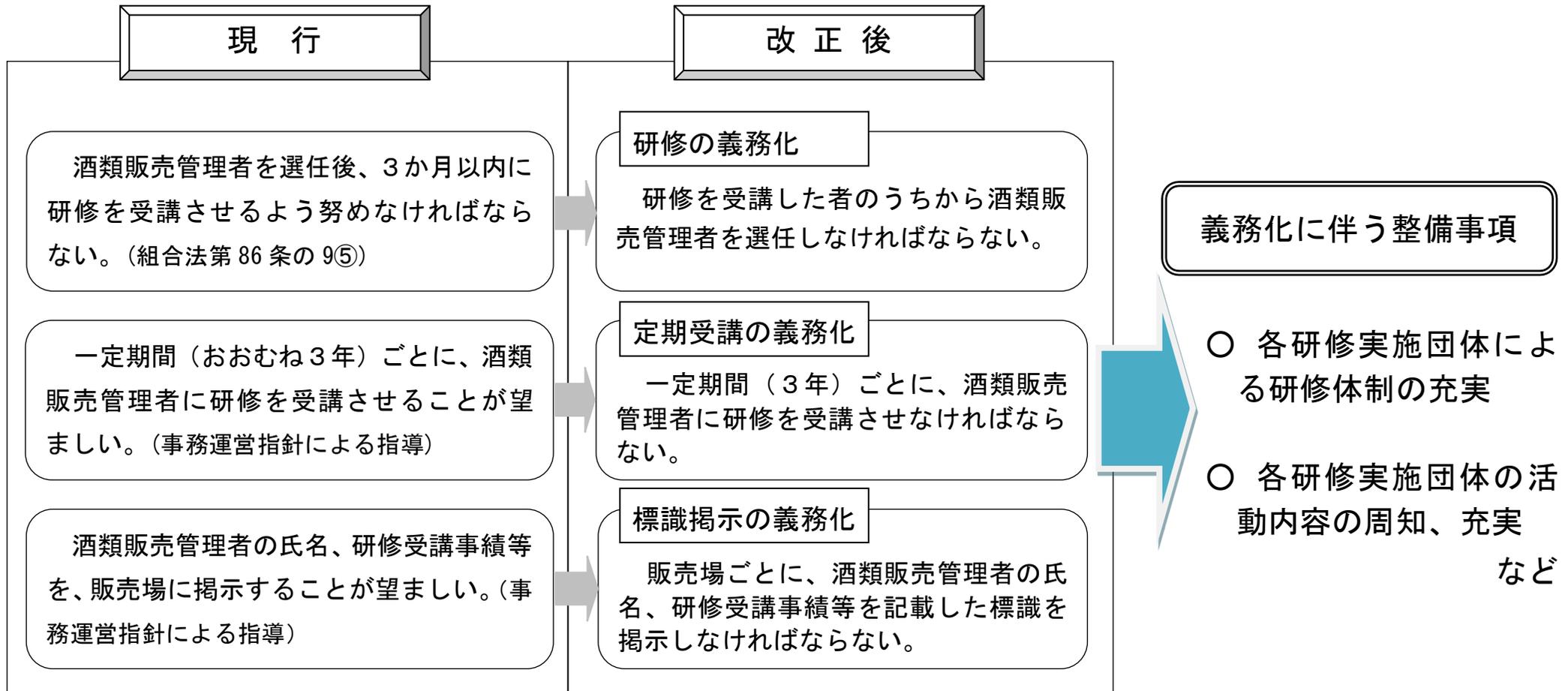
②公表

③命令

④罰則

・
④免許取消

酒類販売管理研修の義務化について



(参考)

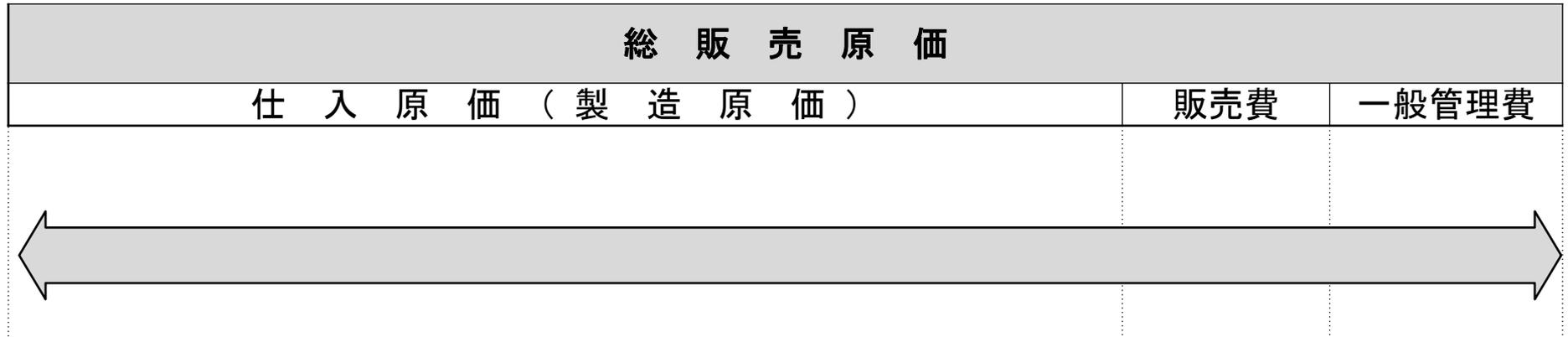
- ・ 販売管理研修の開催実績：2,800回程度（平成27年度）
小売組合（中央会、連合会、単位組合） 2,250回程度、日本フランチャイズチェーン協会 320回程度 等
- ・ 一般的な研修受講料 組合員 2,000～3,000円 非組合員 4,000～5,000円

今後のスケジュール(イメージ)

	「公正な取引の基準」	酒類販売管理研修の義務化	改正法の周知等
(年内) 秋	<ul style="list-style-type: none"> ・「基準案」の策定 ・公取委との調整 ・与党との調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修実施方法及び体制の整備等 ・研修実施団体との調整 ・早期受講のしようよう 	
年末	<ul style="list-style-type: none"> ・「基準案」の決定 ・国税審議会の開催 		
(年明け後)	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント(1か月程度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント(1か月程度) 	
3月	【基準確定】	【省令確定】	
4月	・「公正な取引の基準」の告示	・省令の公布	
6月	施行		

酒類の「公正な取引の基準」の対象となる取引について

○ 「総販売原価を下回る価格」での販売かどうか



○ 酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるかどうか

- 過去の改善指導の状況
- 酒類事業の規模（販売数量の規模やシェアなど）
- 廉売の程度（廉売の数量、期間、広告の状況など）
- 周辺の酒類業者の酒類事業への影響（酒類に係る売上や利益率の減少など）

- ・ 基準違反は、「指示」、「公表」、「命令」、「罰則」・「免許取消」に至り得る
- ・ 「過度な価格競争の防止」という法改正の背景を考慮するとともに、酒類業者の「適切な経営努力を阻害して消費者利益を損なうことのないように留意」（組合法第86条の3②）する

原価等の算定方法の明確化

酒類の売上原価等の算定を適切に行う観点から、

- 酒類の売上原価の額は、酒類の銘柄・品目の仕入(製造)ごとに算定
- 酒類の販売取引において一般的な商慣行であるリベートの供与については、供与に関する基準が明確であり、かつ、取引の相手方に事前に示されている場合であって、酒類の仕入と密接に関連するリベートに限り、仕入価格から控除可能
- 次のようなリベートは、仕入価格から控除できない
 - 広告費や販売活動費の補助として提供されるチラシ協賛金
 - 酒類の仕入れの際に添付される別の商品(食料品や対象商品以外の酒類など)
 - 年度末等の事後的に額が判明するリベート
 - 事前に供与の基準が示されておらず、事後的・裁量的に提供されるリベート など
- 酒類事業と酒類事業以外(食品や日用品の販売事業など)の事業に共通する費用は、売上高比や仕入高比といった合理的な配賦基準により配賦

